

許可の基準

■ 一般広告物の基準

1 建物を利用して出される屋外広告物の基準

(1) 屋上利用広告

- ① 表示面積の合計は、建物の全壁面面積の10分の1以下であること。

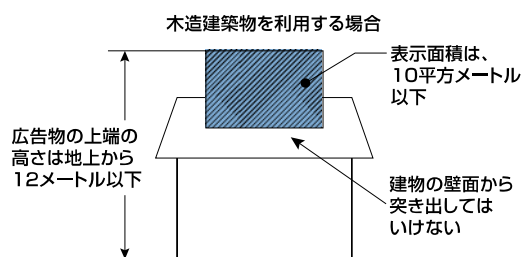
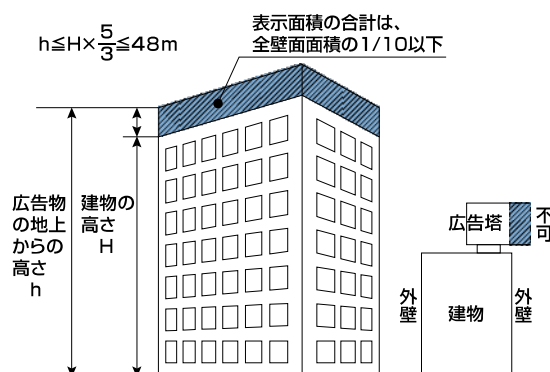
なお、複数の屋外広告物(自家広告物を含む)を出す場合は、その合計面積がこの基準以下であること。

ただし、壁面面積の10分の1が10㎡に満たない場合は、10㎡以下であること。

- ② 屋外広告物の上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下であること。

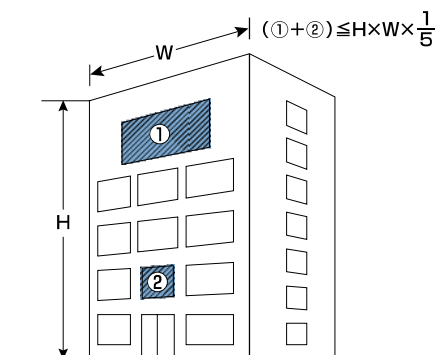
ただし、3分の5が12mに満たないときは、地上から12m以下であること。

- ③ 建物の壁面から突き出さないこと。
④ 建物が木造の場合は、右図のとおり。



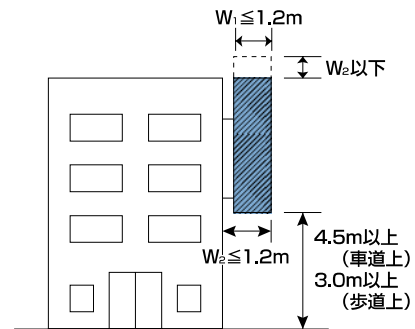
(2) 壁面利用広告

- ① 表示面積は、屋外広告物を出す壁面の面積の5分の1以下であること。
② 同一の壁面に複数の屋外広告物(自家広告物を含む)を出す場合は、その合計面積が①の基準以下であること。
③ 3階以上の階にある開口部の全部または一部をふさいで表示し、設置しないこと。



(3) 突き出し広告

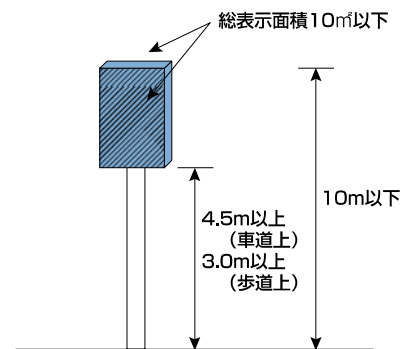
- ① 壁面からの突き出し幅は1.2m以下であること。
- ② 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突き出し幅以下であること。
- ③ 道路上に出る場合は、下端の高さが歩道上にあっては路面から3 m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること。



※道路上に出す場合は、道路法の許可も受けなければなりません。

2 建物から独立して出される屋外広告物の基準 (サインポール、広告板、広告塔)

- ① 総表示面積は10㎡以下であること。
表裏2面以上に表示する場合は、各面の壁面の合計が10㎡以下であること。
- ② 上端の高さは、地上から10m以下であること。
- ③ 道路上に出る場合は、下端の高さが歩道上にあっては路面から3 m以上、車道上にあっては路面から4.5 m以上であること。
- ④ 用途地域が定められていない土地の区域にあっては、使用されている色のうち面積が最大なもの彩度（産業標準化法に基づく日本産業規格 Z8721に規定する彩度の表示方法によるもの）が6を超えないこと。



※道路上に出す場合は、道路法の許可も受けなければなりません。

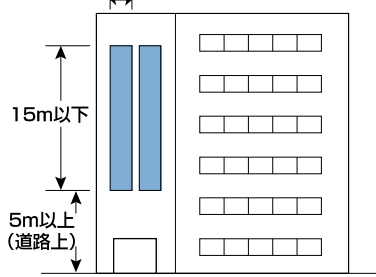
※サインポールとは、広告板、広告塔のうち一本の柱で設置されているものをいいます。

3 その他の屋外広告物の基準

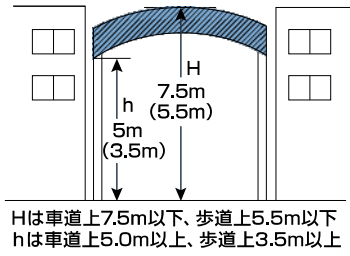
屋外広告物の種類		許可基準	
掛 看 板	表 示 面 積	2㎡以下	
	路面から下端までの高さ	歩道上3m以上、車道上4.5m以上	
広 告 幕	長 さ ・ 幅	15m以下×1.2m以下	
	路面から下端までの高さ	5m以上	
広 告 旗	表示面の縦の長さ・幅	1.8m以下×0.6m以下	
	高 さ	3m以下	
	そ の 他	道路に突き出していないこと。表示者の連絡先の明示	
立 看 板	長 さ ・ 幅	1.8m以下(脚部含)×0.6m以下	
	そ の 他	表示者の連絡先の明示	
は り 紙	表 示 面 積	1㎡以下	
は り 札	表 示 面 積	1㎡以下	
	そ の 他	表示者の連絡先の明示	
電柱・街灯柱等 利用広告	袖付広告	縦 の 長 さ	1.2m以下
		出 幅	0.6m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上3m以上、車道上4.5m以上
	巻付広告	上 端 の 高 さ	地上から3.2m以下
下 端 の 高 さ		地上から1.2m以上	
ア ド バ ル ー ン	気 球 の 大 き さ	直径3m以下	
	広告幕(網)の長さ・幅	15m以下×1.5m以下	
	上 端 の 高 さ	地上から4.5m以下	
ア ー チ 利 用 広 告	路面から上端までの高さ	歩道上5.5m以下、車道上7.5m以下	
	路面から下端までの高さ	歩道上3.5m以上、車道上5m以上	
	支 柱 部 の 広 告	下端が地上から1.2m以上、上端が地上から3m以下	
標 識 利 用 広 告	表 示 面 積	0.5㎡以下	
自 動 車 利 用 広 告	広 告 宣 伝 用 自 動 車	広告宣伝用自動車であること	
	そ の 他 の も の	表示面積が各側部1㎡以下、後部0.3㎡以下	

※「広告宣伝用自動車」とは、車検証の「車体の形状」欄に「放送宣伝用」又は「広報車」と記載された特殊用途車両です。

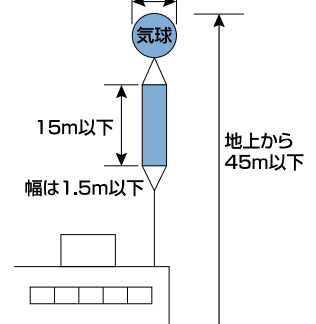
■ 広告幕 1.2m以下



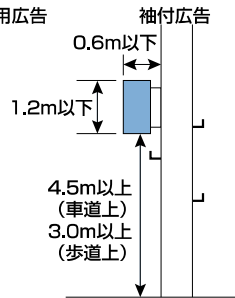
■ アーチ利用広告



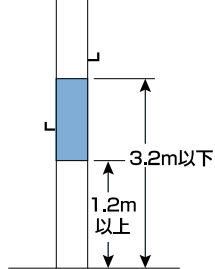
■ アドバルーン 3m以下



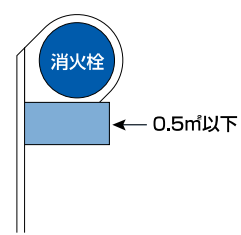
■ 電柱・街灯柱等利用広告



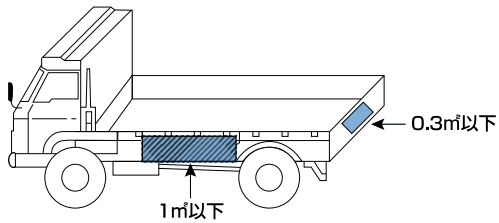
■ 巻付広告



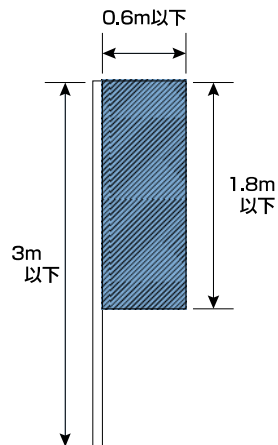
■ 標識利用広告



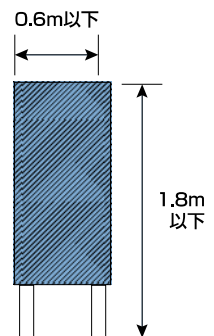
■ 自動車利用広告



■ 広告旗



■ 立看板



適用除外の 屋外広告物

適用除外の屋外広告物の種類と内容、そして禁止地域等での取扱いは次のとおりです。

このうち、自家広告物については次の頁に基準を掲載してあります。

△許可が必要な場合もある

屋外広告物の区分	内 容	禁止地域 等でも 出せる	禁止物件 でも 出せる	立看板等の 禁止物件 でも出せる	許可不要 で 出せる	守るべき基準や条件など
法令の規定により表示する広告物	建築基準法、道路法、その他の法令の規定に基づき表示するもの	○	○	○	○	
選挙運動のために表示する広告物	公職選挙法による選挙運動期間中に、同法の規定に基づき表示するもの	○	○	○	○	
国等が表示する広告物	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの	○	○	○	○	次のいずれにも該当する場合は協議が必要 ・建造物又はその敷地以外の場所に表示し、又は設置されるもの ・表示し、又は設置しようとする期間が1年を超えるもの ・上端の高さが地上から10mを超え、又は表示面積が10m ² を超えるもの
寄贈者名を表示するための広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	○	○	○	○	表示面積は、表示方向から見た施設等の面積の20分の1以下で、かつ0.5m ² 以下
自家広告物	自己の氏名、名称、店名、若しくは商標又は自己の事業の内容を、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するもの	○	×	×	△	次頁の基準表による
管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	○	×	×	○	1個の表示面積は2m ² 以下であること
禁止物件の管理用広告物	禁止物件にその所有者等が管理上の必要に基づき表示するもの	○	○	○	—	1個の表示面積は2m ² 以下であること
禁止物件の自家広告物	禁止物件にその所有者等が自己の氏名、名称、店名、事業内容などを表示するもの	×	○	×	×	石垣、擁壁→5m ² 以下 送電塔、展望塔、ガスタンクなど→15m ² 以下
冠婚葬祭等の広告物	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示するもの	○	×	○	○	
催し物用の広告物	講演会、展覧会、音楽会等のために、その会場の敷地内に表示するもの	○	×	×	○	
タクシーに表示される広告物	他者の屋外広告物を表示するもの	○	—	—	○	表示面積は、各側部1m ² 以下、後部は0.3m ² 以下
バスに表示される広告物	他者の屋外広告物を表示するもの	○	—	—	○	表示面積は、底部を除く3/10以下で、窓、ドア等のガラス面は不可
自己の自動車又は貨物自動車に表示するもの	自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等を表示するもの	○	—	—	○	
人、動物、車両、船舶に表示する広告物	人、動物、車両（自動車を除く）及び船舶を利用して表示するもの	○	—	—	○	
公共掲示板に表示する広告物	地方公共団体が設置する公共掲示板に、その団体の許可等を得て表示するもの	○	—	—	○	
案内用の広告物	公共目的又は公衆の利便に供する目的のために示す道標、案内図板など	○	×	×	×	許可が必要 表示面積は10m ² 以下
営利を目的としない立看板など	政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のための立看板、はり紙、はり札、広告旗	×	×	○	○	・はり紙又ははり札の表示面積は1m ² 以下、立看板(脚部を含む)又は広告旗(表示面に限る)は縦1.8m以下、横0.6m以下 ・広告旗は高さが3m以下で、道路上に突き出さないこと ・表示の始期と終期を明示。立看板、はり札、広告旗の場合は、表示者の氏名、住所も明示。 ・表示期間は15日以内
工事現場の仮囲いに表示される広告物	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵又は写真	○	×	—	○	工事施工者等の氏名、名称、店名、又は商標を表示する場合は、仮囲いの平面積の20分の1以下であること
ガスタンク、水道タンクなどのタンクに表示される広告物	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵又は写真	×	○	—	×	

■ 自家広告物の基準

自家広告物の面積や高さなどの計算の方法は一般広告物と同じです。

広告物の種類とその基準	地域区分 許可の要否	禁止地域等での基準		禁止地域等以外での基準			
		許可不要で出せる	許可を得れば出せる	許可不要で出せる	許可を得れば出せる		
建物を利用して出す広告	屋上を利用するもの	表示面積	5㎡以下	全壁面面積の1/10以下、ただし、1/10が10㎡未満の場合は10㎡以下(木造建築物の場合は10㎡以下)	全壁面面積の1/10以下、ただし、1/10が10㎡未満の場合は10㎡以下(木造建築物の場合は10㎡以下)		
		上端の高さ	地上から10m以下	地上からの高さが軒高の5/3以下で、かつ48m以下。ただし、5/3が12m未満の場合は12m以下(木造建築物の場合は地上から12m以下)	地上からの高さが軒高の5/3以下で、かつ48m以下。ただし、5/3が12m未満の場合は12m以下(木造建築物の場合は地上から12m以下)		
		その他	広告物自体の高さは2m以下 壁面から突き出さないこと	壁面から突き出さないこと	壁面から突き出さないこと		
	壁面を利用するもの	表示面積	総表示面積の合計 5㎡以下	総表示面積の合計 10㎡以下	一壁面につき、その壁面面積の1/5以下		
		上端の高さ	軒高以下	軒高以下	制限なし		
		その他	3階以上の階にある開口部の全部又は一部をふさがないこと	3階以上の階にある開口部の全部又は一部をふさがないこと	3階以上の階にある開口部の全部又は一部をふさがないこと		
	突き出すもの	表示面積	3㎡以下	6㎡以下	制限なし	制限なし	
		上端の高さ	軒高以下	壁面高を超える場合は、突き出し幅以下	壁面高を超える場合は、突き出し幅以下	壁面高を超える場合は、突き出し幅以下	
		壁面からの突出幅	1m以下	1.2m以下	1.2m以下	1.2m以下	
		下端の高さ	制限なし	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上	制限なし	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上	
		その他	道路には突き出さないこと		道路には突き出さないこと		
	建物から独立して出す広告	サインポールの類	表示面積	2㎡以下	1基あたり7㎡以下	1基あたり10㎡以下	1基あたり60㎡以下
			上端の高さ	地上から7m以下	地上から10m以下	地上から10m以下	地上から10m以下
			設置基数	1基	2基以下	2基以下	制限なし
			下端の高さ	制限なし	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上	制限なし	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上
その他			道路には突き出さないこと		道路には突き出さないこと		
広告板		表示面積	1基あたり5㎡以下	1基あたり10㎡以下	1基あたり10㎡以下	サインポールと同じ	
		上端の高さ	地上から4m以下	地上から5m以下	地上から5m以下		
		設置基数	広告板、広告塔それぞれ1基であること	広告板、広告塔それぞれ1基であること	広告板、広告塔それぞれ1基であること		
		表示面積等	縦1.8m以下、横0.6m以下	2㎡以下	2㎡以下		
		高さ	3m以下	3m以下	3m以下		
掛看板	表示面積	1㎡以下	2㎡以下	2㎡以下			
広告幕	長さ	10m以下	15m以下	15m以下			
	幅	1m以下	1.2m以下	1.2m以下			
広告旗	表示面積等	縦1.8m以下、横0.6m以下	2㎡以下	2㎡以下			
	高さ	3m以下	3m以下	3m以下			
	その他	道路には突き出さないこと	道路には突き出さないこと	道路には突き出さないこと			